

総 基 料 第 60 号
平成 26 年 3 月 31 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
吉良 裕日

平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 26 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」（平成 26 年 1 月 29 日諮問第 3063 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 26 年 3 月 31 日情郵審第 21 号）がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒しして終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、終了後の税率を用いて接続料を再算定した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- 2 接続料の適正性を確保する観点から、平成26年度から平成28年度までの半期ごとの加入光ファイバの芯線数の状況について、各期間経過後 2 か月以内に総務省に報告すること。
- 3 本件申請における各年度の予測需要が実績と乖離する可能性も排除できないため、実績需要に応じたコスト削減の取組について検討し、次年度の接続料に係る接続約款の変更認可申請時までに総務省に報告すること。

- 4 光配線区画の見直しの状況について、毎年6月末及び12月末までに総務省に報告するとともに、エントリーメニューの利用状況について、毎年12月末までに総務省に報告すること。

以上